

## 独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の移転について

今般の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の決定にあわせて、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所(東京都北区)を、独立行政法人酒類総合研究所広島事務所(広島県東広島市)内に移転することを、まち・ひと・しごと創生本部決定しました。

### (参考)独立行政法人酒類総合研究所の概要

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。

本部(広島事務所) (広島県東広島市鏡山3-7-1)

○ 業務内容:

- ・ 酒類の課税判定や品質、安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発
- ・ 分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査
- ・ 品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催
- ・ 酒類製造業者への醸造講習の実施(経験の浅い清酒製造従業員向けを除く)等

東京事務所 (東京都北区滝野川2-6-30)

- 業務内容: 酒類製造業者への醸造講習(経験の浅い清酒製造従業員向け)、広報誌の編集等

## 政府関係機関の地方移転について

〔平成 27 年 6 月 30 日  
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所（東京都北区）を、独立行政法人酒類総合研究所広島事務所（広島県東広島市）内に移転することとする。